

協定締結者を優先支援

非住宅建築物 木材利用で補助

林野庁

林野庁は建築プロジェクトでの木材利用を拡大するため、木造化や木質化に積極的な地方自治体と事業者への支援を強化する。昨年10月に施行した建築物木材利用促進法で行政(国、自治体)と事業者の協定制度を創設した。2022年度から非住宅建築物の木材利用に関する補助制度で協定締結者を優先的に支援する。補助金の要領を策定する過程で支援内容も固める。

優先支援の対象となる補助制度では、地域材を利用した公共建築物の木造化や木質化に取り組み自治体と事業者を支援する。工事費など一部を補助し、CLT(直交集成板)など先進技術を活用する場合は補助率を引き上げる。専門家派遣や建築用木材の利用実証を支援する補助制度も準備している。

施行以来、協定の締結実績は、国土交通省と日本建築士会連合会(士会連合会、近角真一会長)が昨年11月に結んだ1件にとどまる。政府は協定を木材の積極利用に対する意思表明と捉えている。全国で木造化や木

質化を推進するためにも、締結実績を着実に積み上げたい考えだ。

林野庁が22年度に協定締結者への優先支援を行う補助制度の概要は次の通り。
▽名称 ①対象 ②補助率・内容。

▽林業・木材産業成長産業化促進対策 ①地域材利用のモデルになる公共建築物の木造化、木質化 ②木造化は工事費の15%(CLTなど使用時は2分の1以内)、木質化が事業費の2分の1以内▽都市における木材需要の拡大 ①建築用木材の利用実証 ②木質耐火部材など調達費の2分の1相当▽地域における非住宅木造建築整備推進 ①地域の企業や行政が参画する協議会への木造・木質化のノウハウ提供など ②専門家派遣などによる技術的支援。

独立行政法人や日本政策金融公庫(日本公庫)を含め、政府は木材を使用した非住宅建築物の整備に活用可能な補助制度を充実している。22年度予算案に合計26件のメニューを盛り込んだ。木材利用促進協定の締結者に優遇措置を講じるのは林野庁の3件だけだった。

建築物木材利用促進法の